



妊婦さんや小さい子どもがいるみなさんが働きながら出産や育児ができるように利用できる制度はいろいろあります。

もしも、あなたが、次のようなことでお困りの場合、ぜひ一度**山梨労働局雇用均等室**にご相談ください。

つわりで何日か休んだところ、「何かあっても、会社として責任が取れないので、**辞めてもらう**」と言われた。

正社員ならともかく、**パートタイマー**（契約社員、派遣労働者など）には、**産休も育休もない**と言われた。

育児のため、短時間勤務の利用を申し出たところ「フルタイムで働けないなら、**パートになってもらう**」と言われた。

妻と交代で育児休業を取りたいと申し出たところ、「**育児休業を取るような男性社員はいらない**」と言われた。



山梨労働局雇用均等室では、職場における男女差別、母性健康管理、セクシュアルハラスメントの防止、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員との均衡のとれた処遇の確保などについて、ご相談に応じるとともに、事業主の指導や労使間紛争の解決援助を行っています。

妊娠中は



身体の負担の少ない業務に
変えてもらいました。

妊娠中・出産後1年間は



休業したり、
勤務時間を短くしてもらいました。
※医師から指導を受けた場合

パートタイマー、契約社員、
派遣労働者も



産前・産後休業を取得できます。

働きながらお母さん・お父さんになるあなたを応援する法律や制度があります。

妊娠中・出産後1年間は



残業や深夜業、
休日出勤がありません。

子どもが3歳になるまでは



短時間勤務をしています。

もちろんお父さんも



育児休業を取得できます。

※産後休業以外はすべて本人が請求した場合です。

イクメンプロジェクトホームページ

<http://www.ikumen-project.jp/>



山梨労働局雇用均等室

〒400-8577 甲府市丸の内1丁目1-11

甲府駅南口から徒歩3分（信玄公像の西隣、駐車場数台分あり）

TEL **055-225-2859**

月～金（祝日を除く） 8：30～17：15

昼休みも受け付けています。また、事前にご連絡いただければ、上記時間以外でもご相談に応じていますので、お気軽にお電話ください。

山梨労働局ホームページ <http://www.y-roudoukyoku.go.jp/>